伊東　政之　小田桐健一
柿崎比呂志　久徳　洋市
藤川　幸雄　藤巻　健吾
従六位に叙する（各通）
秋山　龍平　熊谷勇治郎
正七位に叙する（各通）
三浦　定生
従七位に叙する（各通）（以上五月二十五日）
八巻　和夫
従四位に叙する
穴吹　智數
正八位
久保田八郎
（二等陸佐）
従五位に叙する（各通）
青方　滋　片岡　敏之
清水　源之　福田　榮
正六位に叙する（各通）
安藤　光男　金嶺　良夫
鈴木善三郎　玉造　祐治
従六位に叙する（各通）
水上　久雄
（茨城県警部）
梅澤　弘樹　梶山　兼一
高山　順吉　森尾　彰
正七位に叙する（各通）
相澤　盛喜
中村　一男
従七位に叙する（各通）（以上五月二十六日）
（神戸商船大学名誉教授）
正四位に叙する
天田　稔
正七位
瀬古　英夫
正五位に叙する（各通）
正七位
従五位に叙する（各通）
正八位
岡田　時晴　亀田　初郎
齋藤　清　泉類　武夫
寺田　卓藏　中島　武人
従七位
森　正秋
矢ケ部隆成
正六位に叙する（各通）

加川　光英
下　博直　山村　智彦
大場　進
川畑　末盛
安井　祥夫
山中　誠
柴田　修一
川名　章
深澤　太郎
石崎　浩一
里見　智仁　山下　一郎
田原　昌一
本杉　明
木戸純一郎
小西　直一
冨田　啓一
近藤　勢一
本間　久男
阿部　圭吾
入江　種友
近藤　武男
滝口　哲夫

山口　勝
（北海道警部補）
高畑　泰三　袋畑　武司
堀江　照　前田　八郎
源　忠雄　薮崎　貴助
従六位に叙する（各通）
平　健二　樋川　茂
正七位に叙する（各通）
猿渡傳一郎　原田　立誠
従七位に叙する（各通）（以上五月二十七日）
今谷　浩造
従五位に叙する（各通）
岡野　登
従七位
亀谷　一男
鈴木　忠
正六位に叙する（各通）
泉野　重政
黒島直二郎
福永　博一
従六位に叙する
岡田　篤人
阿部　清勝
従七位に叙する（以上五月二十八日）
嶋田　貴一
従五位に叙する
小勝　基弘
従六位に叙する（以上五月二十九日）
増田　卓嗣
正六位に叙する
金岡　年尾
正七位に叙する
三根　三夫
従七位に叙する（以上五月三十日）
田中　義一
正七位に叙する（六月四日）
○叙勲
旭日重光章を授ける
畑中　良輔
旭日双光章を授ける
木村　康夫
旭日双光章を授ける
五十嵐清次　苅屋　幹生
高橋　照夫　菅原　富雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）
瀧山　昌男
旭日双光章を授ける
（うきは市長）
池田　邦一　片山　元宏
山本　久彌　小泉　初男
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十五日）
吉田　政雄　怡土　康男

入手　茂
外崎　敏久
堀内　守
馬飼野雅仁
古田　敏明　好岡　惣一
旭日単光章を授ける（各通）（五月二十六日）
長谷川國治
旭日単光章を授ける（五月二十七日）
門井　義雄　寺田　宏治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
久保田正信　武田　一　三谷　芳澄
瑞宝双光章を授ける（各通）
大田　和生　清水　武一
末松　穂助　山田　茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）
（八戸工業高等専門学校名誉教授）
若松　義信
瑞宝小綬章を授ける
秋山　龍平　加川　光英
熊谷勇治郎　今野　俊一　久徳　洋市
白幡光次郎　藤本　吉三　坂本　光平
山村　智彦　八巻　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
櫻井　幸雄　藤川　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十五日）
穴吹　智數　安井　祥夫　山口　勝
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青方　滋　安藤　光男　梅澤　弘樹
片岡　敏之　川畑　末盛　久保田八郎
柴田　修一　清水　源之　鈴木善三郎
福田　榮
（二等陸佐）
山中　誠
瑞宝双光章を授ける（各通）
（茨城県警部）
梶山　兼一　古宇田昭平
中村　一男　本杉　明　坪田　廣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
（神戸商船大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
緒方　一彦
瑞宝小綬章を授ける
阿部　圭吾　亀田　初郎　近藤　武男
嶋津　照人　泉類　武夫　高畑　泰三
滝口　哲夫　寺田　卓藏　中島　武人
本間　久男　前田　八郎　馬飼野雅仁
矢ケ部隆成　吉岡　正
瑞宝双光章を授ける（各通）

中橋　織二
猿渡傳一郎
外崎　敏久
原田　立誠　樋川　茂　袋畑　武司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十七日）
今谷　浩造
瑞宝小綬章を授ける
岡野　登　黒島直二郎　福森　二郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月二十八日）
小勝　基弘　嶋田　貴一　藤田　勇
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十九日）
金岡　年尾　三根　三夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（五月三十日）
田中　義一
瑞宝双光章を授ける（六月四日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成24年7月3日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年6月29日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

福岡県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県　株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社中川仲村運輸、有限会社竹畑運送店、株式会社鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社